

事務連絡
令和3年5月27日

古河市スポーツ協会加盟団体 各位
古河市スポーツ少年団登録団 各位

古河市スポーツ協会
会長 黒沢 豊

古河市スポーツ少年団
本部長 八代 敏夫
(公印省略)

古河市内公共施設の利用制限解除に伴う活動について（通知）第19号

日頃より当協会の活動にご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、5月24日の茨城県の発表にて、古河市の「感染拡大市町村」の指定が解除(5月27日以降)されました。

上記を踏まえ、古河市新型コロナウイルス感染症対策本部にて、県の要請に基づく「不要不急の外出自粛」や「会食に関する対策の徹底」等の特段のご協力をいただいた上で、市内公共施設の利用につきましては、現在、市民のみに限定していますが、6月1日から解除すると決定がされました。

つきましては、古河市スポーツ協会、古河市スポーツ少年団の活動について、下記のとおり決定しましたので、急な連絡ではありますが、貴所属の関係者（役員、所属チーム、指導者及び会員、保護者等）へ周知のうえ対応をお願いいたします。

記

1. 古河市新型コロナウイルス感染症対策本部の決定について

古河市内公共施設の利用について、現在、市民のみに限定しているが、6月1日から解除する。

2. 古河市スポーツ協会、古河市スポーツ少年団の活動に伴う留意点について

- ①市内、県内のみならず、全国、近隣、近県の感染状況を注視し、感染拡大の恐れがある活動は避ける。
- ②参加者(参加チーム)を必要最小限とし、参加者個々人を特定できるようにする。
- ③会員及び会員の家族等も含めた健康状態に留意する。(検温の義務化等)
- ④手洗い、消毒、「運動時以外」のマスク着用を徹底する。
- ⑤活動中の「密閉」「密集」「密接」を避ける等、感染リスクを常に考慮する。
- ⑥競技上生じる必要最低限以外の接触は避ける。
- ⑦主催団体において、万全な感染防止対策を構築する。

3. 問合せ先

〒306-0204 古河市下大野 2528 古河市中心運動公園はなもも体育館内
古河市スポーツ協会・古河市スポーツ少年団本部事務局
TEL92-0555/FAX92-8383 E-mail: sports@city.ibaraki-koga.lg.jp